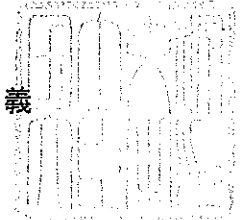


国政参復第45号  
平成21年6月9日

株式会社 合通  
代表取締役社長 大和 健司 殿

国土交通大臣 金子 一 義



## 警 告 書

貴社の経営する貨物利用運送事業の運営実態を調査したところ、下記のとおり、貨物利用運送事業法令の規定に違反する事実が認められた。

貨物利用運送事業者は法令遵守のもとで事業の健全な発達を図り、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することが求められていることから、直ちに法令の定めるところに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

また、この違反に対する事業の改善の具体的措置を書面により、平成21年7月9日までに当省あて報告されたい。

なお、改善報告書において改善状況が確認できない場合または改善後に再違反が行われた場合は、特別監査を行う他、事業の停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

### 記

第二種貨物利用運送事業（鉄道）として、ホルマリンの運送をJR貨物（株）に委託した件において、荷主に対し荷造りが適切か否か十分な確認を行わなかったこと、また自ら漏洩防止等に係る確認を十分に行わなかったこと、コンテナ本体への危険品である旨の表示及びJR貨物（株）に対する通知を行わなかったことにより、確実かつ適切に事業を遂行することができなかったこと。（貨物利用運送事業法施行規則第2条第1項違反）